

国土交通省の取組状況等

1. 社会保険加入に向けた対策の強化

- **元請企業による加入指導の強化**
 - ・社会保険加入について元請企業の下請企業に対する指導責任の強化を検討
- **公共工事における社会保険未加入企業の排除**
 - ・直轄工事において、二次下請以下の対策を検討
 - ・地方公共団体の発注工事においても、未加入企業の排除を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請
- **未加入の建設業許可業者の「見える化」**
 - ・「建設業者等企業情報検索システム」に社会保険の加入状況に関する情報を追加

3. 加入すべき対象の明確化

- **一人親方等の雇用と請負の明確化の徹底**
 - ・施工体制台帳や作業員名簿等において雇用と請負を明確化し、適切な保険への加入を徹底
- **未加入の労働者の扱いについて明確化**
 - ・特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱いとすべき社会保険等未加入の作業員について、工事の施工への影響を踏まえつつ、限定的に明確化

2. 法定福利費の確保

- **法定福利費を内訳明示した見積書の活用徹底**
 - ・立入検査による見積書の活用徹底
 - ・再下請負の場合についても見積書の活用を徹底(下請指導ガイドラインの改訂)
- **見積書に関する周知・啓発の徹底**
 - ・2次以下の下請企業を対象に見積書の作成方法に関する研修会を全国で開催
 - ・小規模事業者にも使いやすいよう、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順を充実(簡易版の作成等)

4. 相談体制の充実、周知・啓発

- **相談体制の充実**
 - ・全国社会保険労務士会連合会との連携強化
 - ①各都道府県単位での相談窓口の設置
 - ②国交省による説明会とタイアップした相談会の開催 等
 - ・Q&Aの充実及び本省、地方整備局等における対応強化
- **周知・啓発の徹底**
 - ・就労形態等に応じ加入すべき適切な保険について周知
 - ・社会保険未加入対策に係る説明会を全国で開催

平成28年度 5月21日	第6回 社会保険未加入対策推進協議会
6月・7月	<ul style="list-style-type: none"> □ 地方公共団体の発注工事において未加入企業の排除を図ることを入契法に基づき要請 □ 立入検査による、法定福利費を内訳明示した見積書の活用徹底 □ 下請指導ガイドラインの改訂・取扱いについて通知 <ul style="list-style-type: none"> ✓未加入の労働者の扱いについて明確化 ✓一人親方等の雇用と請負の明確化の徹底に向けた周知 □ 全国社会保険労務士会連合会との連携による相談体制の強化
8月・9月	□ 社会保険未加入対策に係る地方説明会を全国で開催
11月～	□ 小規模事業者向けの法定福利費セミナーを全国で開催
12月21日	第7回 社会保険未加入対策推進協議会
平成29年度 4月～	<ul style="list-style-type: none"> □ 直轄工事における現行の未加入対策について、加入に際しての負担も考慮しつつ、2次以下の下請業者にも対象を拡大 <small>(※元請業者による加入指導の際の十分な猶予期間の確保や未加入に関する措置の適用の後倒しなどを含めた案について、関係者と調整した上で、最終案を平成29年2月頃に公表し、4月から施行)</small> □ 「建設業者等企業情報検索システム」に加入状況の情報を追加(準備が整い次第)

地方公共団体発注工事における最近の取組状況

5月～ 6月 上期ブロック監理課長等会議

- 都道府県発注工事における未加入業者の排除について、取組状況を調査し、結果を共有。
→ 全都道府県において、競争参加資格審査等で、元請から未加入業者を排除している(もしくは排除することを決定している)ことを確認。
- 入札契約適正化指針等に基づき、未加入業者の排除に取り組むことを申し合わせ。

6月16日 「建設業における社会保険等未加入対策について」(総行行第123号・国土入企第6号)発出

- 今年4月に公表した入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果を踏まえ、適正化指針に沿って、下請業者も含めて社会保険等未加入業者の排除の措置を速やかに講じるよう、入札契約適正化法に基づき要請。

10月14日 「公共工事の円滑な施工確保について」(総行行第202号・国土入企第18号)発出

- 10月11日に成立した第2次補正予算も含めた今後の公共工事の円滑な施工確保を図るため、適正な価格での契約及び社会保険等未加入業者の排除等を通じて技能労働者等への適切な水準の賃金を支払うことなどにより、就労環境の改善に努めるよう、入札契約適正化法に基づき要請。

10月～11月 下期ブロック監理課長等会議

- 都道府県発注工事における、下請からの未加入業者の排除について、取組状況を調査し、結果を情報共有。
→ 各都道府県の取組状況を確認(次項)
- 引き続き、入札契約適正化指針等に基づき、下請も含めて未加入業者の排除に取り組むことを申し合わせ。

都道府県における社会保険未加入対策取組状況

一次下請に未加入業者が確認された場合

元請業者への対応

何かしらの対応を行っている			
22団体			
制裁金請求	成績評定減点	指名停止措置	その他
11			
6			
1		3(※1)	1(※2)
12/47	17/47	20/47	1/47

未加入業者への対応

何かしらの対応を行っている	
39団体	
加入指導	関係部局への通報
23	
10	6
33/47	29/47

※1 低入札価格工事の場合(1団体)、指導を行っても加入されない場合(2団体)

※2 次回からは加入業者と契約するよう要請

二次以下の下請に未加入業者が確認された場合

未加入業者への対応

何かしらの対応を行っている	
36団体	
加入指導	関係部局への通報
15	
9	12
24/47	27/47

元請業者・未加入業者いずれにも
特に対応を行っていない都道府県

一次の下請 …… 7団体
二次以下の下請 …… 11団体

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に施行
- 社会保険未加入対策の取組状況を踏まえ、ガイドラインを以下のとおり改訂するとともに、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(平成28年7月28日付国土建第429号)でその取扱いについて明確化

ガイドライン改訂の主な内容

法定福利費を内訳明示した見積書の提出について

(平成28年7月28日より施行)

- 法定福利費の確保のためには法定福利費を内訳明示した見積書の提出の更なる徹底が不可欠
- 法定福利費を内訳明示した見積書について、再下請負の場合も含めて活用を徹底するよう、取扱いを明確化

ガイドラインの取扱いについて

適切な保険への加入が確認できない作業員の扱いについて

- 「下請指導ガイドライン」では、「遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである」としている
- **特段の理由**は、工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、以下に限定すべきことを明確化
 - ① 当該作業員が現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合(雇用保険は該当しない)
 - ② 当該作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
 - ③ 当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合

※上記「特段の理由」により現場入場が認められる場合は、「下請指導ガイドライン」上の扱いに限ったものであり、当然ながら法令上の加入義務が無くなるものではない

雇用と請負の明確化について

- 現場に入場する各作業員が就労形態に応じて入るべき保険を明確化するため、以下の方針を徹底することを周知
 - ・元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
 - ・下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分したうえで、労働者である社員については保険加入を適切に行うとともに、請負関係にある者については、再下請負通知書を適切に作成すること

社会保険等未加入対策に関する地方説明会について

- 8月より全国10箇所(各地方整備局のブロック毎に1箇所)にて建設業関係団体・企業や行政関係者等が参加する説明会を開催し、社会保険未加入対策に係る施策の周知及び意見交換を実施した。(合計で約2500名が参加)
- 今年度は、説明会后に社会保険労務士による個別相談会を実施して企業が1対1で相談できる取組を新たに行った。

1. 実施概要

日付	場所	参加者数	
		業界	行政
8月4日	北海道開発局	126名	36名
8月24日	中国地方整備局	101名	38名
8月25日	北陸地方整備局	132名	22名
8月29日	近畿地方整備局	191名	94名
8月31日	四国地方整備局	51名	20名
9月7日	中部地方整備局	295名	77名
9月8日	九州地方整備局	58名	54名
9月15日	沖縄総合事務局	167名	112名
9月27日	関東地方整備局	410名	200名
10月17日	東北地方整備局	140名	40名



2. 当日の説明内容

- ① 社会保険加入に向けた対策の強化
- ② 法定福利費の確保
- ③ 加入すべき対象の明確化
- ④ 相談体制の強化
- ⑤ その他: 建設業の担い手・確保の取組(厚生労働省)

3. 当日の主な質疑の内容

- (地方公共団体)
- ・工事からの未加入業者の排除に向けた対策の導入について
- (建設企業)
- ・平成29年以降の、下請指導ガイドラインに基づいた未加入労働者の排除について
 - ・社会保険制度の基本的な適用対象について

課題

- 2次以下の下請企業を含めて見積書の活用を広げていくにあたり、見積書の作成方法に関する理解が不足していることが課題の一つ



セミナーの開催

- 主に下請となる企業等を対象としたセミナーを開催し、法定福利費を内訳明示した見積書の作成方法などについて解説
- セミナー後には、社会保険制度や加入手続きなどについて社会保険労務士が相談に応じる「個別相談会」も実施
- セミナーで使用した教材は、終了後にホームページ等に公表し、広く活用を図る

【セミナーの内容】 ①社会保険制度の概要 ②社会保険料の算出方法 ③法定福利費を内訳明示した見積書の作成方法

日 時 会 場	日 時		会 場
	札幌	平成28年11月22日(火) 13:00～15:00	かでの2・7
仙台	平成28年12月02日(金) 13:00～15:00	フォレスト仙台	
東京	平成28年11月15日(火) 13:00～15:00	ミツヤ虎ノ門ビル	
金沢	平成29年01月13日(金) 13:00～15:00	石川県建設総合センター	
名古屋	平成28年12月14日(水) 13:00～15:00	愛知建設業会館	
大阪	平成28年12月12日(月) 13:00～15:00	オーエックス梅田ビル新館5階	
岡山	平成28年11月28日(月) 13:00～15:00	岡山建設会館	
松山	平成28年12月08日(木) 13:00～15:00	ひめぎんホール	
福岡	平成29年01月23日(月) 13:00～15:00	福岡商工会議所	
浦添	平成28年12月06日(火) 13:00～15:00	沖縄建設労働者研修福祉センター	
時間割	セミナー...13:00～15:00	社会保険労務士による個別相談...15:10～17:00	

※全ての会場について申込みは終了しています。

小規模業者などの社会保険への加入を進めるため、実際の社会保険加入手続等に関する専門的な相談を受け付ける体制の整備も重要となることから、全国社会保険労務士会連合会と連携し、以下のとおり相談体制の充実を図った。

(連携の内容)

1

建設企業向け無料相談窓口の設置

47都道府県社会保険労務士会が窓口となり、建設企業の皆様から社会保険加入等に関する相談を受け付け、社会保険労務士が電話相談に応じます。

【ご利用方法】

- ①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。
- ②都道府県社会保険労務士会が選任した社会保険労務士から折り返しのご連絡の中で、ご相談に対応いたします。(※原則、コールバックで対応。訪問対応に係る費用については、個別にご相談下さい。)

2

安全大会等における講演、個別相談会の実施

建設事業者等で開催している安全大会、安全衛生大会、総会等において、都道府県社会保険労務士会が選任する社会保険労務士が、社会保険加入等に関する講演及び個別相談会に対応します。

【ご利用方法】

- ①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。
- ②依頼内容に応じ、都道府県社会保険労務士会にて社会保険労務士を選任・派遣します。
- ③社会保険労務士が、1) 社会保険未加入対策等に関する講演、2) 大会等プログラム中又は終了後等に社会保険の加入等に関する個別相談会の実施、に対応します。(※費用については個別にご相談下さい。)

全国社会保険労務士会連合会との連携の一環として、今年度に国土交通省で開催した、「社会保険未加入対策に関する地方説明会」及び「法定福利費セミナー」では、説明の終了後に、各都道府県の社会保険労務士会にご協力いただき、企業の相談に個別に応じるための個別相談会を開催。

○社会保険未加入対策に関する地方説明会（平成28年8～10月）

- ・ 建設企業や団体を対象に、国土交通省より、社会保険未加入対策に係る施策等について説明
- ・ 希望する企業に対しては、各都道府県の社会保険労務士会にご協力いただき、説明会終了後に個別相談を実施

○法定福利費セミナー（平成28年11月～平成29年1月）

- ・ 主に下請となる建設企業を対象に、講師より、法定福利費を内訳明示した見積書の作成方法について説明
- ・ 希望する企業に対しては、各都道府県の社会保険労務士会にご協力いただき、セミナー終了後に個別相談を実施

主な相談内容

○下請企業を指導する元請企業の立場から

- ① 下請企業を社会保険に加入させるにあたってどのように指導したらよいか
- ② 下請企業の提出した標準見積書の請求内容の妥当性の検証はどのようにしたらよいか

○作業員を雇用する下請企業の立場から

- ① 一人親方と従業員の線引きはどのように考えればよいか
- ② 従業員を社会保険に加入するよう説得したいがどうすればよいか
- ③ 社会保険の適用関係について詳しく教えてほしい（「同居の親族」「季節労働者」「アルバイト」「外国人」など）
- ④ 見積書で内訳明示するため、法定福利費はどのように計算すればよいか

社会保険関係のデータ等

1. 加入指導状況(平成28年9月現在)

平成24年11月から平成28年9月までの社会保険等の加入指導状況は以下のとおり

○これまでに確認した申請等件数	489,886件		【以下参考(28年3月時点)】
・申請等件数のうち既に加していた件数	432,675件	(88.3%)	(429,239件)
・申請等件数のうち未加入であったため、指導を受けた件数	57,211件	(11.7%)	(376,426件(87.7%))
			(52,813件(12.3%))
【指導を受けた件数の内訳】			
加入した件数	21,330件	(37.3%)	(19,394件(36.7%))
加入しなかったため社会保険等担当部局へ通報した件数	30,899件	(54.0%)	(25,784件(48.8%))
指導中又は加入確認待ちの件数	4,982件	(8.7%)	(7,635件(14.5%))

2. これまでの取り組み

国土交通省及び47都道府県では、建設業法に基づく建設業者で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)への未加入業者を対象に、平成24年11月から社会保険等への加入を強く指導してきており、平成29年度までに建設業者の社会保険等の加入率が事業者単位で100%の目標を達成するため以下の取り組みを行っている。

- 建設業法施行規則、告示の改正(平成24年5月)
 - ・建設業の許可申請書及び施工体制台帳の記載事項に「健康保険等の加入状況」を追加
 - ・経営事項審査申請書の評価項目を各保険毎に細分化し減点幅を拡大
- 社会保険加入状況の把握、確認・指導等(平成24年11月より)
 - ・建設業許可部局における建設業許可・更新申請及び経営事項審査申請並びに立入検査時に加入状況を確認し未加入業者に対し加入指導を実施
 - ・加入指導に従わない未加入業者は厚生労働省の社会保険等担当部局へ通報
- 建設業法に基づく「監督処分基準」の改定(平成24年10月)
 - ・指導に従わない未加入業者に対する監督処分基準を改定
- 国土交通省直轄工事における発注者と建設業所管部局が連携して行う社会保険等未加入対策に関する指導
 - ・平成26年8月より、国土交通省直轄工事において、発注部局が元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における全ての下請業者の加入状況を確認し、未加入業者である場合には建設業所管部局が加入指導を実施
 - ・平成27年3月に通知を改正し、下請金額の総額にかかわらず、本年4月1日より全ての工事に対象範囲を拡大
- H27年11月～社会保険加入指導の前倒し
 - ・現在、許可更新時に行っている保険の加入指導について、平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対しては、前倒しで指導を実施

建設業許可部局による社会保険等加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況 (平成24年11月～平成28年9月まで)

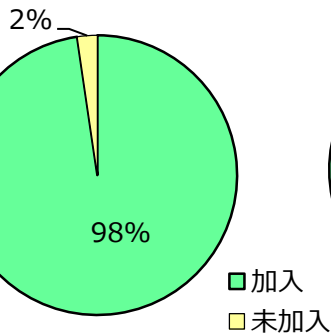
- 「申請等件数」：建設業許可部局に申請した建設業の許可申請及び経営事項審査の申請並びに建設業許可部局による立入検査の合計件数。
- 「既加入件数」：「申請等件数」のうち、既に社会保険等に加入していた建設業者の件数。
- 「指導件数」：「申請等件数」のうち、社会保険等に未加入であった建設業者を建設業許可部局が加入指導した件数。
- 「加入件数」：「指導件数」のうち、社会保険等に加入した建設業者の件数。
- 「通報件数」：「指導件数」のうち、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省保険担当部局に通知した件数。
- 「加入確認待ち件数」：「指導件数」のうち、指導後、一定猶予期間が経過していない等の理由により加入の確認ができていない建設業者の件数。

	申請等			指導		加入		通報		加入確認待ち	
	申請等件数 (a)	既加入件数 (b)	既加入率 (b)/(a)	指導件数 (c)	指導率 (c)/(a)	加入件数 (e)	加入率 (e)/(c)	通報件数 (f)	通報率 (f)/(c)	件数 (d) = (c) - (e) - (f)	比率 (d)/(c)
北海道・東北	61,283	55,856	(91.1%)	5,427	(8.9%)	2,072	(38.2%)	2,716	(50.0%)	639	(11.8%)
関東	143,476	115,520	(80.5%)	27,956	(19.5%)	9,657	(34.5%)	15,901	(56.9%)	2,398	(8.6%)
北陸	22,508	20,912	(92.9%)	1,596	(7.1%)	768	(48.1%)	538	(33.7%)	290	(18.2%)
中部	54,530	47,500	(87.1%)	7,030	(12.9%)	2,288	(32.5%)	4,641	(66.0%)	101	(1.4%)
近畿	90,747	81,834	(90.2%)	8,913	(9.8%)	3,344	(37.5%)	4,737	(53.1%)	832	(9.3%)
中国	31,620	29,890	(94.5%)	1,730	(5.5%)	748	(43.2%)	736	(42.5%)	246	(14.2%)
四国	18,342	17,688	(96.4%)	654	(3.6%)	403	(61.6%)	245	(37.5%)	6	(0.9%)
九州・沖縄	67,380	63,475	(94.2%)	3,905	(5.8%)	2,050	(52.5%)	1,385	(35.5%)	470	(12.0%)
合計	489,886	432,675	(88.3%)	57,211	(11.7%)	21,330	(37.3%)	30,899	(54.0%)	4,982	(8.7%)
大臣	14,410	14,372	(99.7%)	38	(0.3%)	33	(86.8%)	2	(5.3%)	3	(7.9%)
知事	475,476	418,303	(88.0%)	57,173	(12.0%)	21,297	(37.3%)	30,897	(54.0%)	4,979	(8.7%)

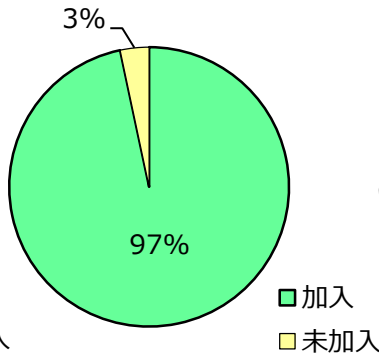
- 公共事業労務費調査（平成27年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+1.4%]、**健康保険では97%** [対前年度比+2.4%]、**厚生年金保険では96%** [対前年度比+2.5%] となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では82%** [対前年度比+2.8%]、**健康保険では77%** [対前年度比+4.5%]、**厚生年金保険では74%** [対前年度比+5.0%] となっています。

企業別

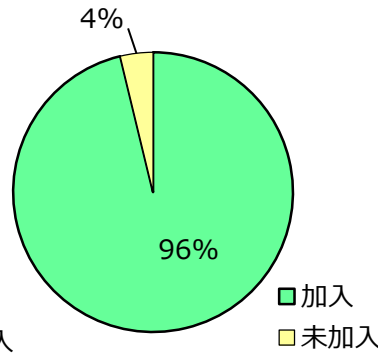
<雇用保険>



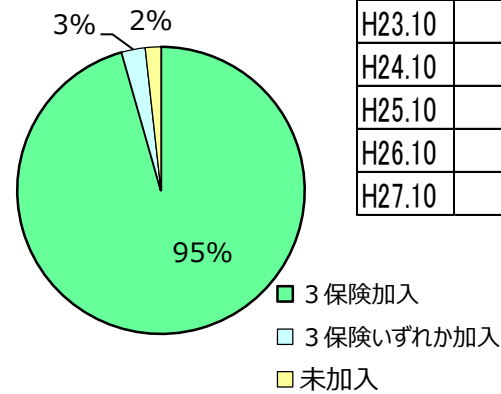
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>

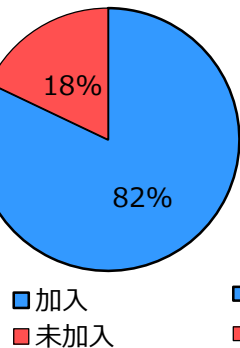


企業別・3保険別加入割合の推移

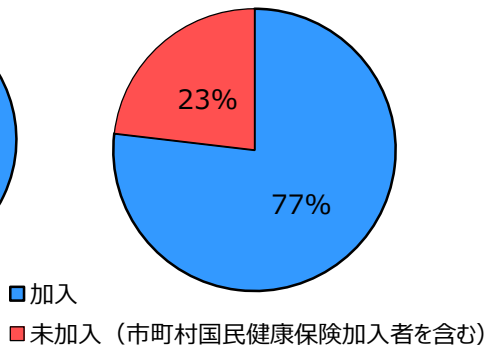
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%

労働者別

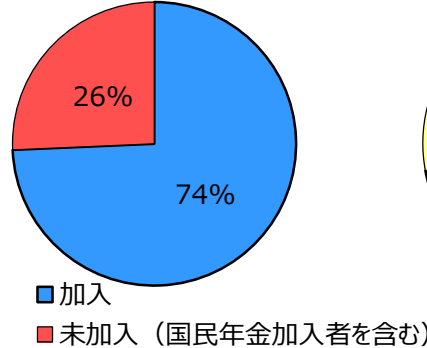
<雇用保険>



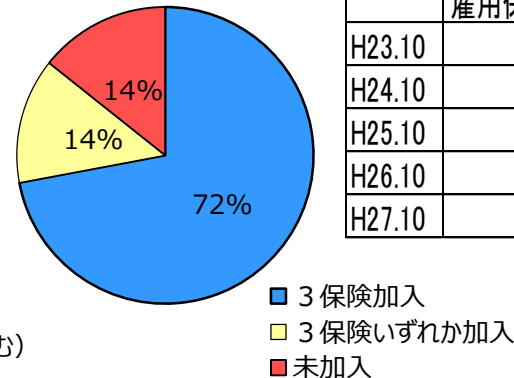
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>



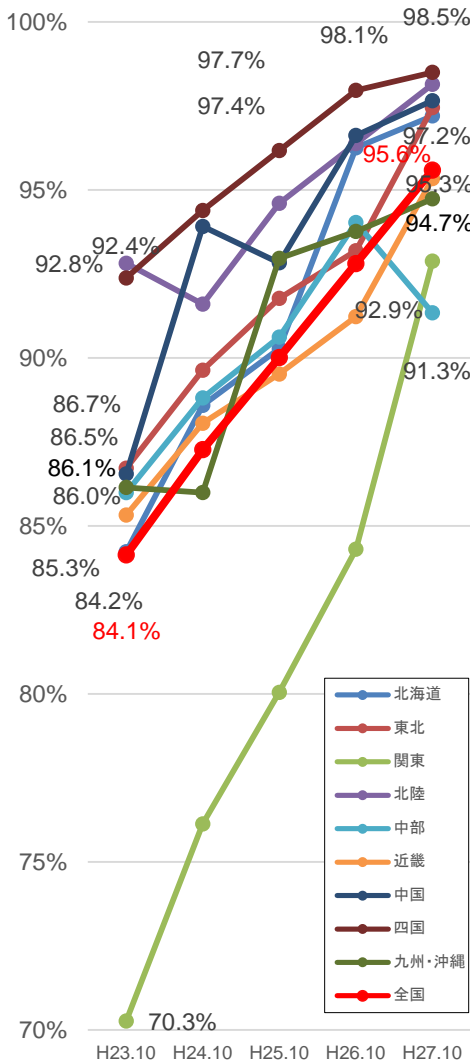
労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%

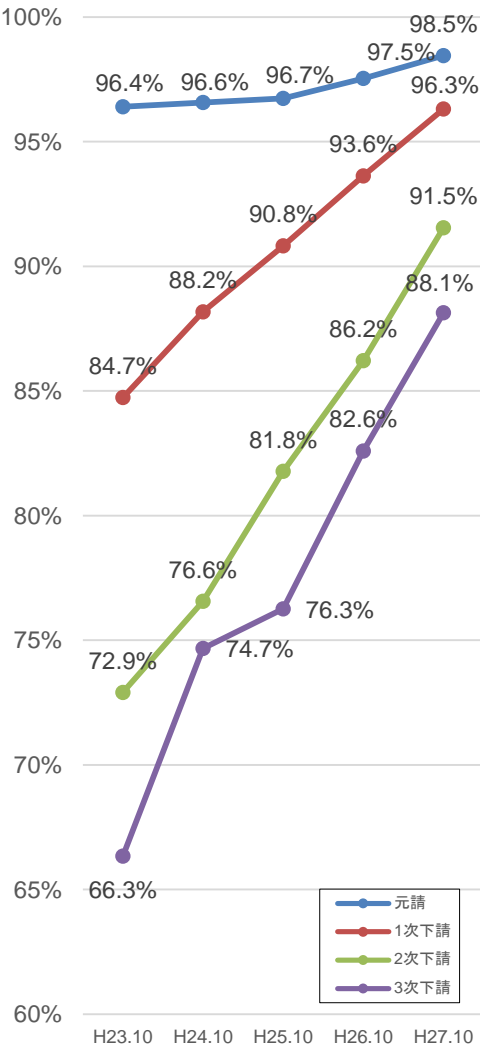
○ 公共事業労務費調査(平成24年～平成27年10月調査)における3保険加入状況をみると、全体的に加入割合は上昇傾向にあります。特に労働者別の加入割合について、他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。

企業別

3保険加入割合 (地方別)

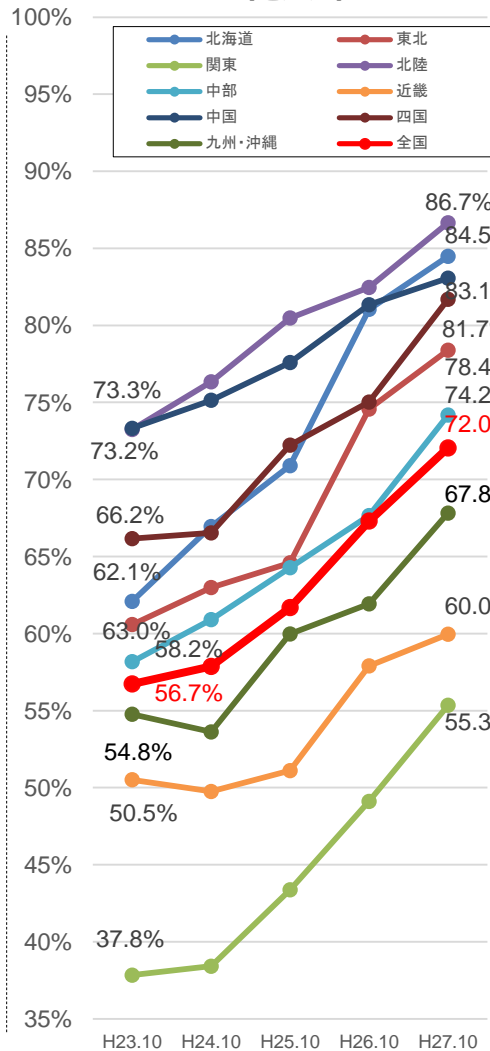


3保険加入割合 (元請・下請次数別)

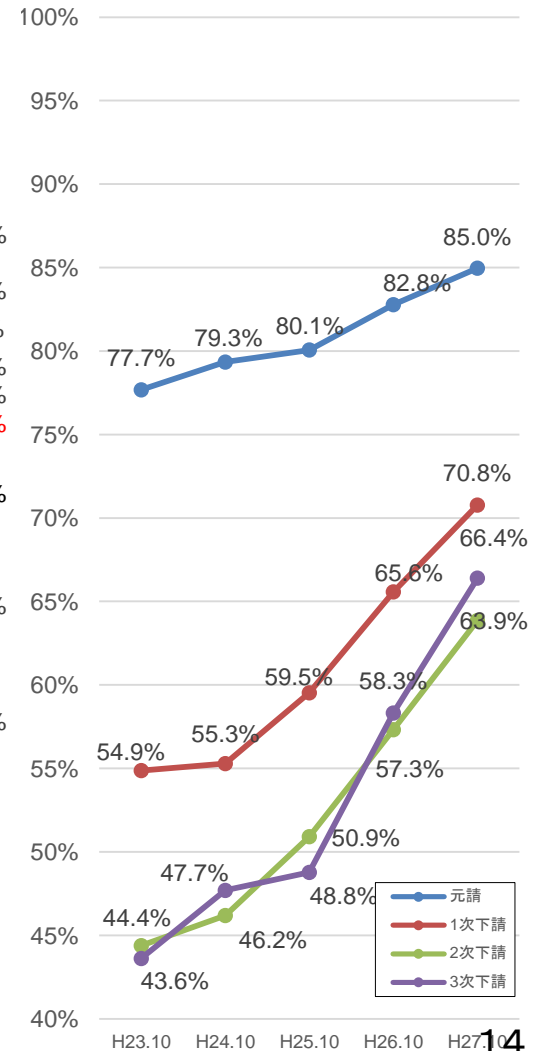


労働者別

3保険加入割合 (地方別)



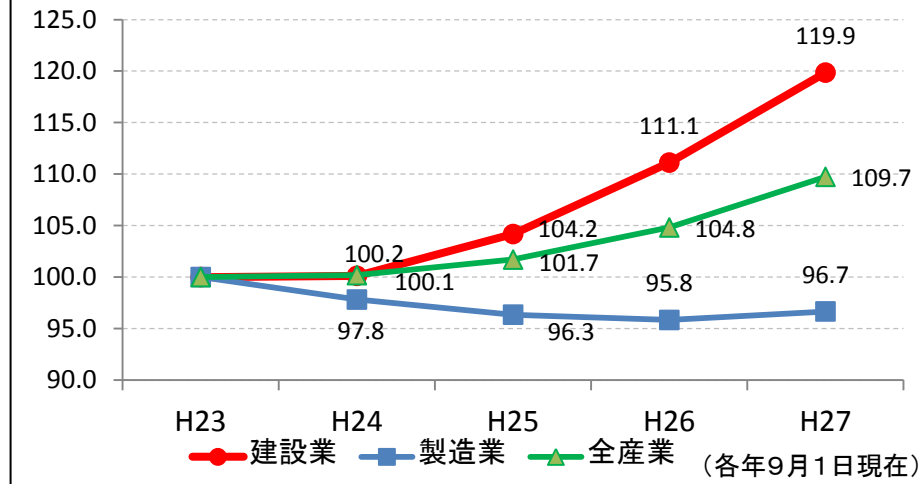
3保険加入割合 (元請・下請次数別)



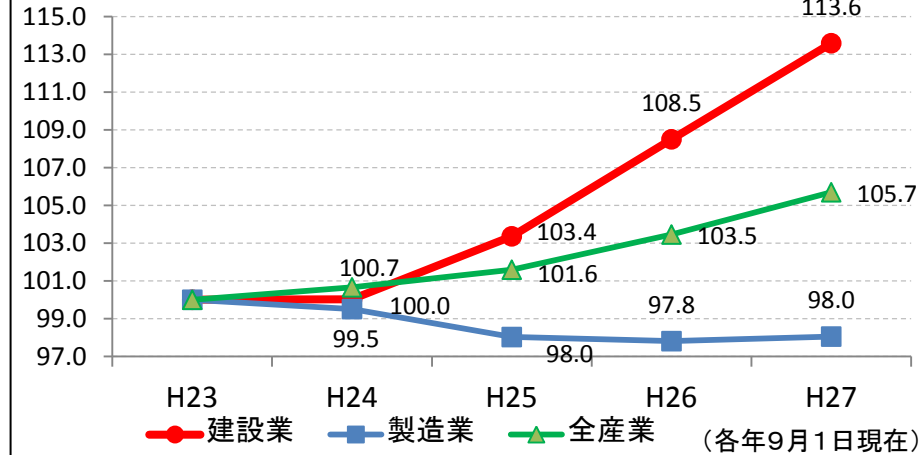
○ 厚生年金保険及び雇用保険の適用状況に関して、平成23年を100とした場合の適用事業所数・被保険者数の推移は、両保険について増加している。

厚生年金保険

厚生年金適用事業所数の推移 (H23=100)

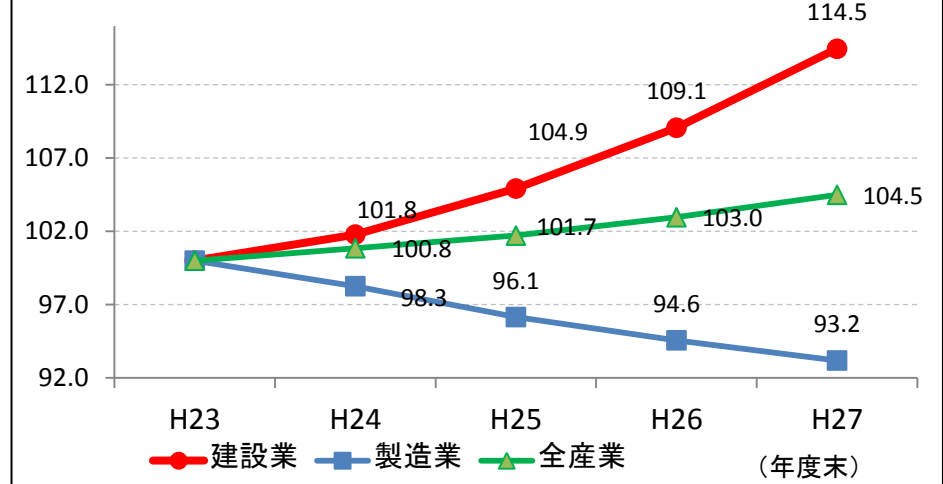


厚生年金被保険者数の推移 (H23=100)

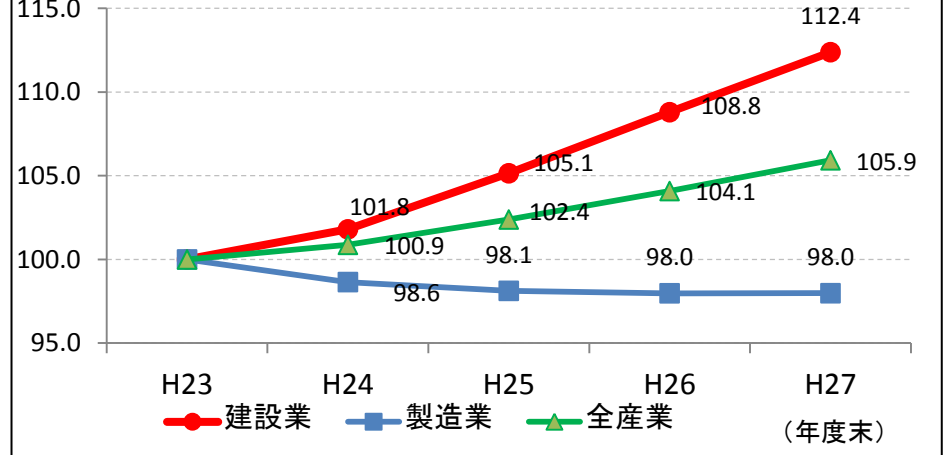


雇用保険

雇用保険適用事業所数の推移 (H23=100)



雇用保険被保険者数の推移 (H23=100)



平成28年度 下請取引実態調査の結果

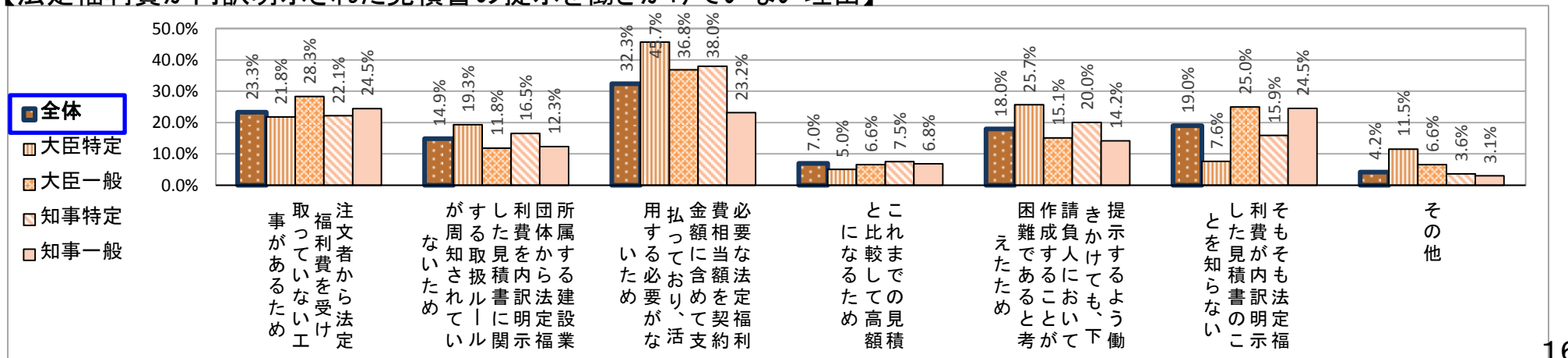
- 元請負人が下請負人に対し、法定福利費が明示された見積書の提示を「全て」又は「一部」の下請契約で働きかけているとの回答は合わせて38.8%であり、昨年度から5.6ポイント増加した。
- 働きかけていない理由としては、「必要な法定福利費相当額を契約金額に含めて支払っており、活用する必要がないため」が32.3%で最も多かった。

【法定福利費が内訳明示された見積書の提示に係る下請負人への働きかけ】

- 1 全ての下請契約で提示するよう働きかけている
- 2 一部の下請契約では提示するよう働きかけている
- 3 以前は提示するよう働きかけていたが、現在は働きかけていない
- 4 現在は働きかけていないが、今後締結する下請契約では働きかけていくことを検討している
- 5 働きかける予定はない

	H28	働きかけ			
		1	2	3	4
全体	H28	22.8%	16.0%	1.2%	41.4%
	H27	19.4%	13.8%	1.4%	44.5%
大臣・特定	H28	43.5%	15.8%	0.5%	35.9%
	H27	34.3%	17.0%	1.1%	41.1%
大臣・一般	H28	19.8%	13.9%	0.5%	42.8%
	H27	13.9%	13.4%	0.9%	53.2%
知事・特定	H28	24.3%	17.6%	1.2%	43.2%
	H27	22.1%	14.4%	1.4%	46.2%
知事・一般	H28	12.4%	14.0%	1.4%	41.0%
	H27	11.0%	11.9%	1.5%	42.9%

【法定福利費が内訳明示された見積書の提示を働きかけていない理由】

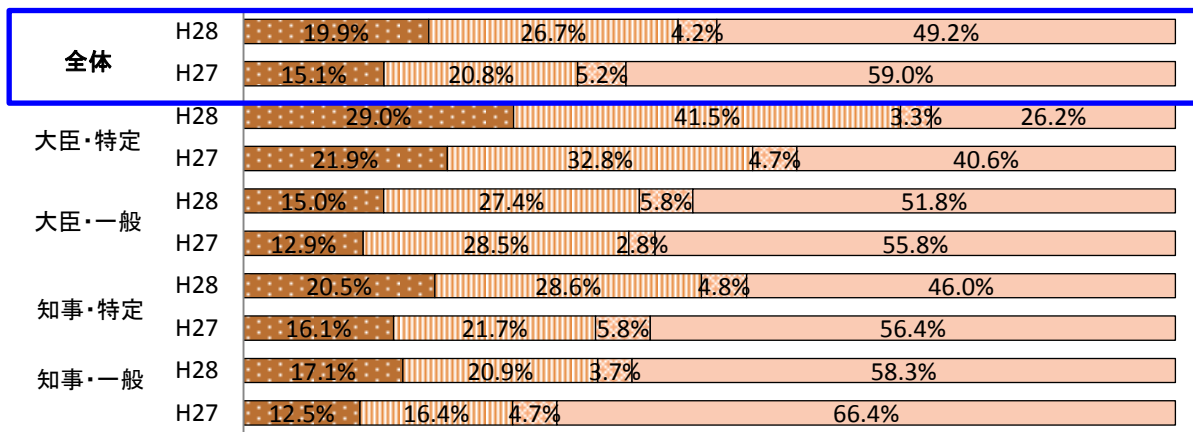


平成28年度 下請取引実態調査の結果

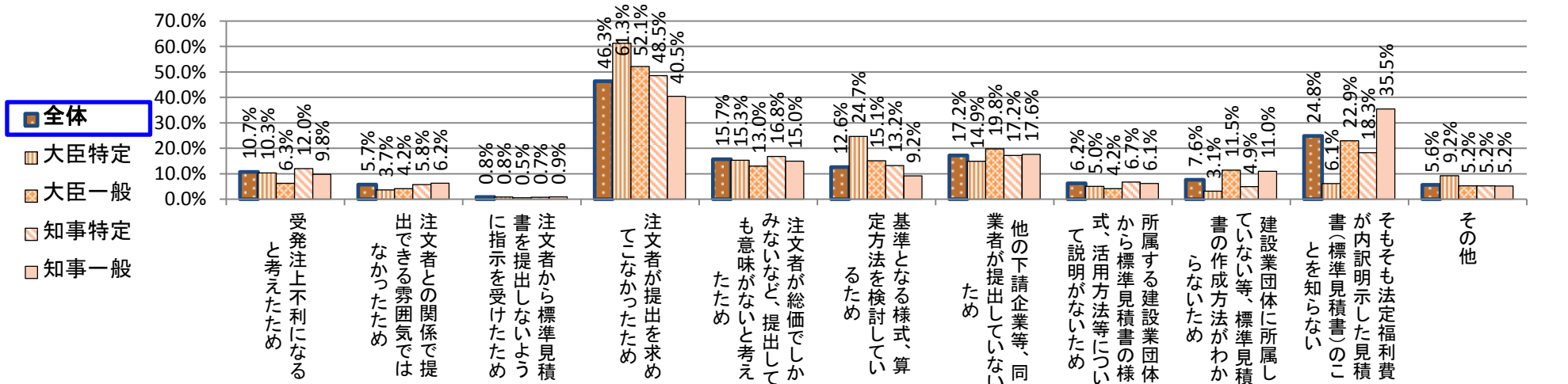
- 法定福利費が内訳明示された見積書の活用状況については、「全て」又は「一部」の工事で提出しているとの回答は合わせて46.6%で、昨年度から10.7ポイント増加した。
- 提出しない理由としては、「注文者が提出を求めてこなかった」(46.3%)との回答が最も多かった。知事一般建設業者に関しても、同回答が最も多かった。(昨年は「そもそも法定福利費を内訳明示した見積書のことを知らない」が最多。)

【下請負人の法定福利費が内訳明示された見積書(標準見積書)の活用状況】

- 1 全ての工事で提出している
- 2 一部の工事で提出している
- 3 提出していない
(法定福利費が内訳明示された見積書は作成済み)
- 4 提出していない
(法定福利費が内訳明示された見積書を未作成)



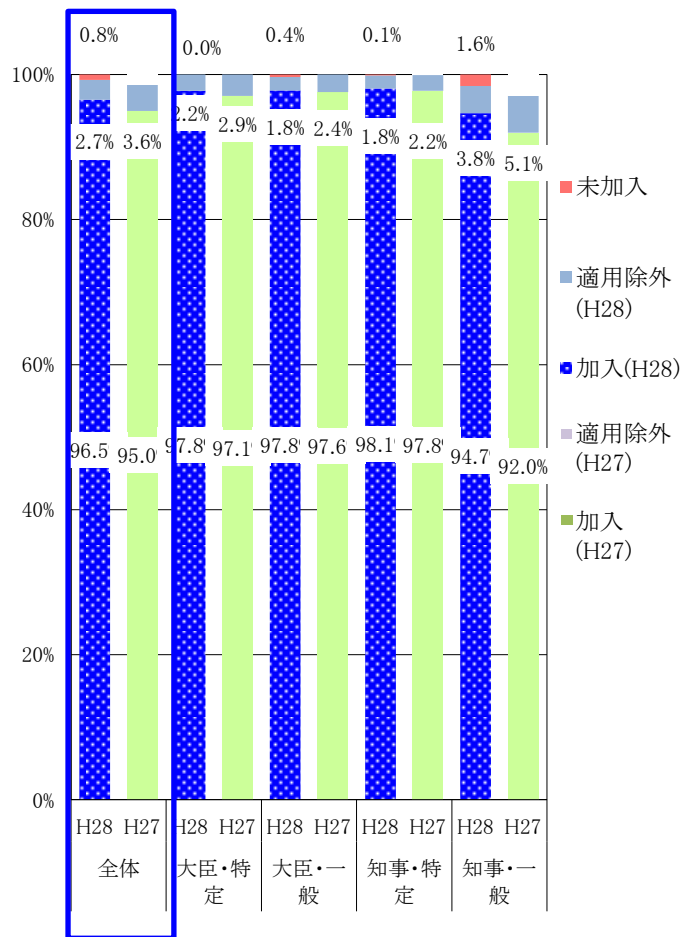
【下請負人が標準見積書を提出しない理由】



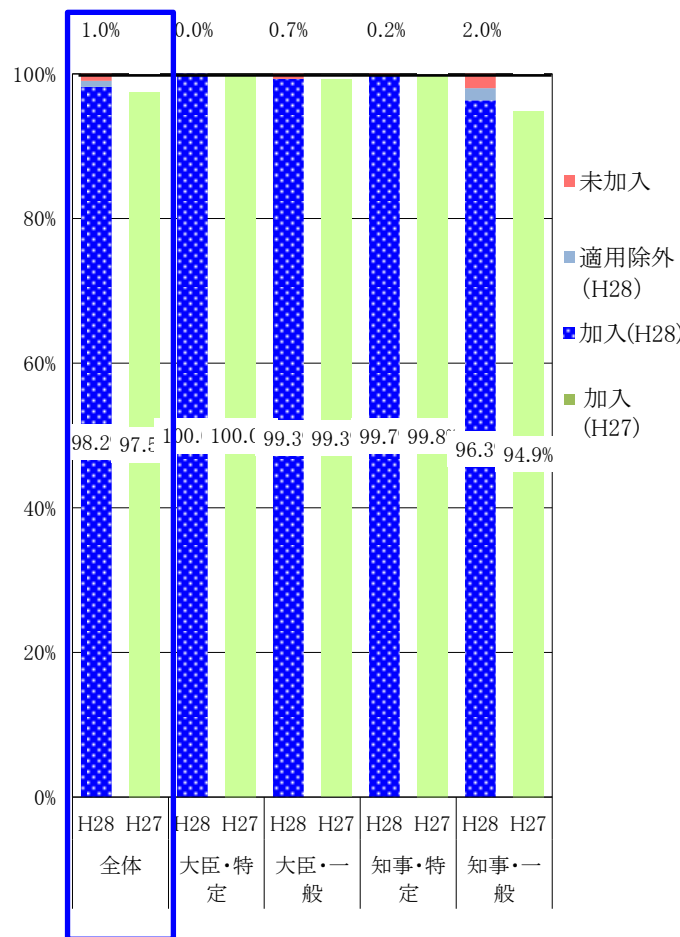
平成28年度 下請取引実態調査の結果

- 健康保険、年金保険、雇用保険の3保険の加入状況については、全て昨年度より加入している割合が増加した。
- 全ての許可区分別において、加入率が90%を超え、各保険とも加入している割合が増加している。

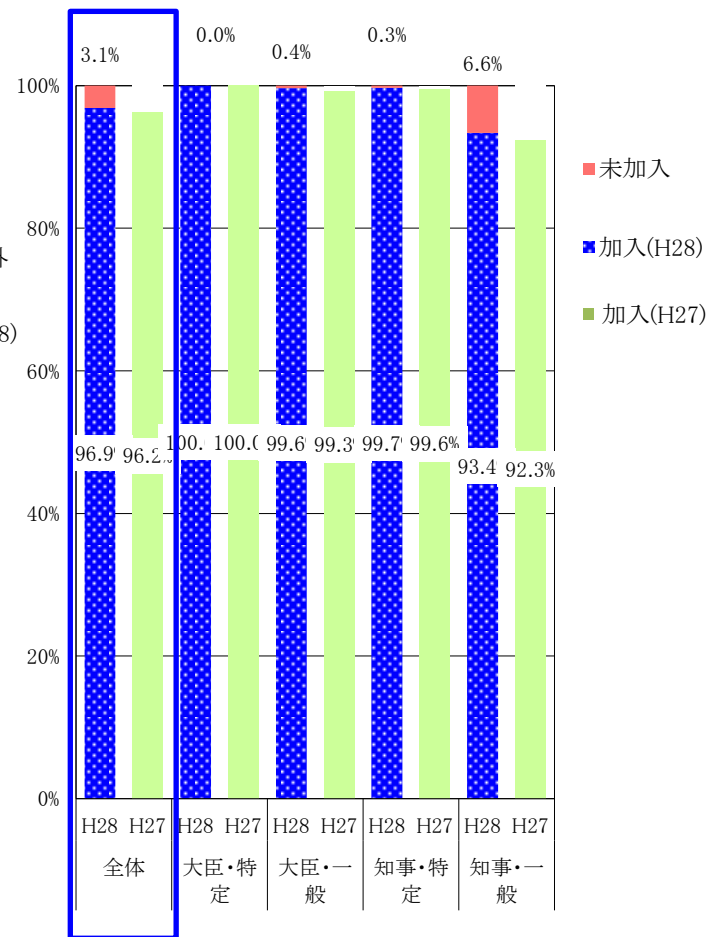
健康保険の加入状況



年金保険の加入状況



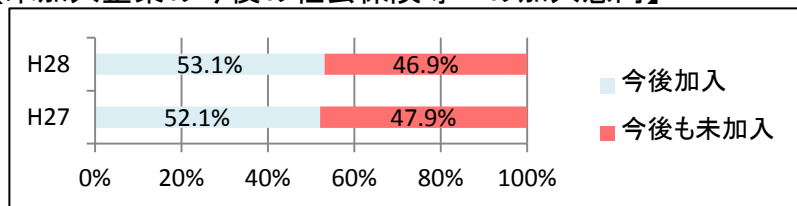
雇用保険の加入状況



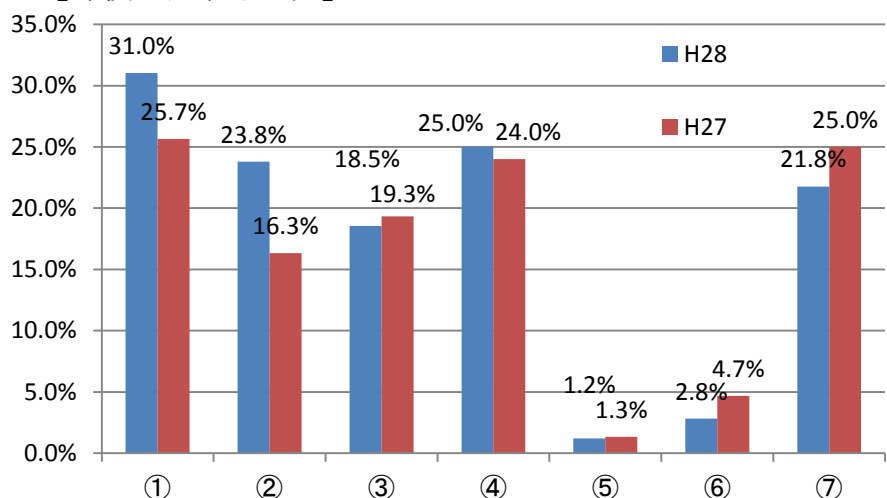
平成28年度 下請取引実態調査の結果

- 3保険のいずれかで未加入と回答した企業のうち、「今後加入する」と回答した企業は53.1%で昨年度より増加。
- 今後加入する理由としては、「①許可行政庁から指導を受けたから」(31.0%)、「④未加入だと元請負人から工事を受注できないから」(25.0%)が多かった。
- 今後も加入しない理由としては、「⑬自社には加入させるべき技能労働者がいない」(46.1%)が多かった。

【未加入企業の今後の社会保険等への加入意向】

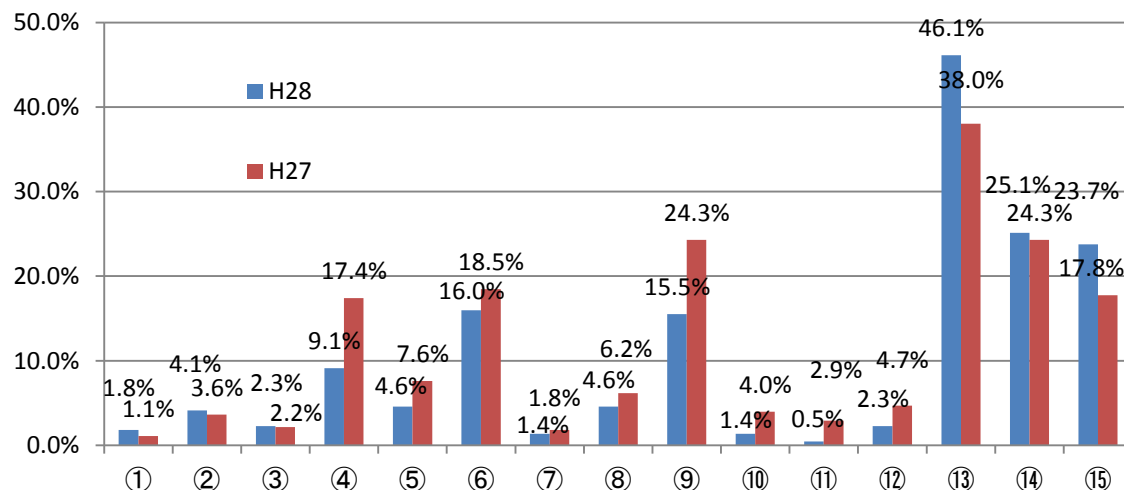


【今後加入する理由】



- 許可行政庁から指導を受けたから
- 未加入だと入札資格審査を受けられないから
- 元請負人から指導を受けたから
- 未加入だと元請負人から工事を受注できないから
- 今回、公共工事設計労務単価が上昇したから
- 元請人が法定福利費を考慮してくれるようになったから
- その他

【今後も加入しない理由】



- 公共工事の発注者や元請負人が、法定福利相当額を含む契約額の引き上げに応じてくれない。
- 公共工事において、請け負った金額が低く、法定福利費が捻出できない。
- 民間工事の発注者や元請負人が、法定福利相当額を含む契約額の引き上げに応じてくれない。
- 民間工事において、請け負った金額が低く、法定福利費が捻出できない。
- 受注者の立場では、発注者や元請人に対し、法定福利費を求めづらい。
- 赤字補填や運転資金に充当する必要があり、社会保険等に加入する余裕がない。
- 建設機械の購入など他の用途に充当したい。
- 他社との競争上、法定福利費を負担することができない。
- 経営の先行きが不透明で経費増となる加入に踏み切れない。
- 加入させるためにいくら必要なのかわからない。
- 加入させるための手続きがよくわからない。
- 技能労働者本人が加入したがる。
- 自社には加入させるべき技能労働者がいない。
- いずれ廃業する予定である。
- その他